

平成27年2月9日

於・1002会議室（10階）

第1015回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

# 目 次

1. 開 会 .....	1
2. 諮問事項（総合通信基盤局関係）	
(1) 電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令案について（諮問第1号） .....	1
(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について（諮問第2号） .....	5
3. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
(1) 日本放送協会に対する平成26年度テレビ国際放送の実施要請の変更について（諮問第3号） .....	7
(2) 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令案について（諮問第4号） .....	11
(3) 日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の認可について（諮問第5号） .....	14
4. 付議されている異議申立てに関する審議 .....	22
5. 閉 会 .....	35

## 開 会

○前田会長 それではただいまから審議会を開催いたします。総合通信基盤局の職員に入室するよう連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

### 諮問事項 (総合通信基盤局関係)

(1) 電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令案について (諮問第1号)

○前田会長 それでは、審議を開始いたします。最初に、諮問第1号「電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令案について」につきまして、新井衛星移動通信課長から説明をお願いいたします。

○新井衛星移動通信課長 はい。諮問第1号、電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令案について、ご説明いたします。

諮問第1号説明資料をご覧ください。

諮問の概要でございますけれども、本諮問は、船舶の安全航行を目的とした航路標識AISを我が国に導入するための関係省令の制度整備を行うものでございます。

詳細につきましては、参考資料でご説明したいと思います。こちらでございます。

まず諮問の背景と概要でございますけれども、東京湾ですとか瀬戸内海など船舶の交通量が輻輳する海域などにおきましては、船舶の交通整理のため、ところどころにブイが設置されています。写真の絵が、写真のところがまさにブイでございますけれども、浅瀬ですとか海面下に沈没船が存在するような場所にも、危険を知らせるためにブイが設置され

ております。

先月の1月の11日でございますけれども、千葉県館山沖で商船三井のコンテナ船が浅瀬に乗り上げたという海難事故が起きましたけれども、まさに、そういった海難事故があつたを絶たないような状況でございます。特に濃霧ですとか夜間では、目視に、今現在頼っております、そういった場合には、ブイの識別といったものが困難になるときがございます。

そこで、航行する船舶の指標となるブイの種別ですとか名称、位置、その他船舶の航行の安全に関する状況を、AISに対応したレーダーの画面上や電子海図上に表示させ、ブイの識別を容易にさせる無線設備が、航路標識AISでございます。

このAISでございますけれども、Automatic Identification Systemの略でございます、日本語では、船舶自動識別装置と申します。海上を航行する船舶同士が安全に航行できるように、船名ですとか位置、進路、速度、目的地、到達予定時刻などの情報を相互に交換するための無線設備でございます。こちらにつきましては、周波数161.975MHzと162.025MHzの2波を現在使用しております。

AISは、衝突の防止と人命安全という観点から、一定規模の船舶への搭載が義務化されております。国際航海に従事する旅客船ですとか300トン以上の旅客船以外の船舶、それから、国際航海に従事しない500トン以上の船舶については搭載が義務化をされているところでございます。

この資料の右下の図でございますけれども、実際の船舶のレーダー画面の表示イメージでございます。こちらのほうを、ご覧いただきたいと思つています。これは、自分の船を中心とした場合におきます周囲の状況を表したものでございまして、実際に船舶に搭載されているレーダー画面と同等の表示例となっております。この中で三角形のマークがございまして、これが、AISを搭載した船舶の位置と進行方向を表すものでございます。

ここに四角に×印のものがございますが、これが航路標識ブイの位置でございます。航路標識AISを示すマークでございます。AISの電波は大体35キロメートル程度まで届きますので、ブイが設置されている場所、この絵では、例えば海面下に沈没船が存在するような場合など、危険な場所などをかなり遠くから認識することができて、船舶の安全航行に非常に役立つものと考えております。

次の裏面のほうを、ご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、AISの表示装置の例、それから航路標識AISの実験試験局それから電子海図装置によりAIS搭載船舶及び航路標識AISの表示例でございます。航路標識AISや船舶に搭載されたAISの情報は、実際の船舶運航の現場におきましては、船舶の航行可能な航路を表示した海図をディスプレイに表示いたしました電子海図装置やレーダーに表示するような仕組みとなっております。

なお、航路標識AISは、AISと同様に世界共通のシステムでございますので、今般、制度整備を行う技術的条件につきましては、IMOにおけます関連勧告に沿って行うものでございます。

それで、諮問資料の説明資料の1のほうに戻っていただきまして、省令改正の概要について説明いたしたいと思います。

改正の対象となる省令は、電波法施行規則及び無線設備規則の2つの省令でございます。電波法施行規則の改正内容は、航路標識AISを海岸局の無線設備とすること、その他、所要の規定の整備を行うことでございます。無線設備規則の改正の内容は、航路標識AISに係る必要な技術的条件を整備することでございます。

本日の諮問に先立ちましてパブリックコメントを実施したところ、賛成の意見が1点ございました。

本省令改正案につきまして、ご答申をいただいた場合には、速やかに関係省令を改正することといたしております。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○前田会長 はい、ありがとうございました。それでは、本件につきまして、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○原島代理 これは、ブイに対してのA I S機能を持たせることを可能にするということなのか、場合によっては義務付けるというのもあるのでしょうか。

○新井衛星移動通信課長 これは、可能にするということでございます。

○原島代理 そうすると、ついてないブイが残る。そうすると、逆に、それは見えないということで、ぶつかりやすくなるとか、何かそういうこともあるのではないかという心配もするのですが。

○新井衛星移動通信課長 全国で灯台など約5 3 0 0が航路標識の全体の数でございます。その内、海上に設置されるブイが約1 8 0 0でございます。特に危険な場所ですとか、あと東京湾、それから瀬戸内海、そういったところで非常に船が輻輳してるようなところに重点的に、やはりこういったA I Sを設ける計画であるというふうに、海上保安庁のほうからは聞いております。

○原島代理 当然、従来のブイだと目視をしてなければいけない。やはり目視というのは、こういうようなA I Sができて、そのまま続くという、そういうことですね。

○新井衛星移動通信課長 はい。

○前田会長 ほかに、ありますでしょうか。ありませんか。よろしいですか。

それでは、諮問第1号につきましては、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行うことにしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 はい、ご異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あてに提出してください。

(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について (諮問第2号)

○前田会長 それでは、次に進みます。諮問第2号「周波数割当計画の一部を変更する告示案について」につきまして、田原電波政策課長から説明をお願いいたします。

○田原電波政策課長 はい。諮問第2号の説明資料に基づいて、ご説明をさせていただきたいと思います。

1枚、参考資料ということで横のパワーポイント、絵を付けさせていただいておりますが、こちらをベースにご説明させていただければと思います。

今回の改正でございますけれども、7GHz帯、8GHz帯の周波数に係る割当計画の変更、そういう形になります。

具体的には、こちらの周波数帯7375から7750MHz及び8025から8400MHzの周波数帯、こちらにつきましては、現在、その下側とともに固定衛星業務等に割り当てられております。

現在の使用としては、下の絵で見てくださいと、左側、固定衛星業務の衛星から地球、下側の矢印でございます、こちらについては固定局が主に国内では運用されているという状況でございます。右側が固定衛星業務の衛星向きですね、地球から宇宙側でございますけれども、こちらについては地球探査衛星業務、気象衛星業務等がございます。

こちらの固定衛星業務のバンドを使って固定衛星通信サービスを行いたいというようなニーズがあるということでございますけれども、技術の進展とともに、こういった高い周波数も、ある程度はモバイルというか移動衛星業務にも使えるというような、技術的にはそういうような状況になってございます。

一方で、この周波数帯でございますが、国際分配上は固定衛星業務だけで、移動衛星業務には分配がございません。ということもございまして、今回の改正でございますけれども、そういったニーズも踏まえまして、この周波数帯について移動衛星業務でも利用可能

となるようにということで、国際分配上はITUの無線通信規則の中に、基本的には国際割当てに即して使うこととなっているんですけれども、二次業務のような形で、ほかの無線局に影響を与えない範囲で運用するということについては差し支えないということになっておりますので、ここにつきまして、この下の段に書いてございますけれども、脚注分配の形で二次業務として移動衛星業務、しかも、ほかに干渉を与えないということですので、あくまで固定衛星業務が基本でございますので、それと密接に関係する範囲で運用していただく、要は、同じ免許人の方が派生的にちょっと移動的なサービスも行うというものであればよろしいのではないかとということで、それを念頭に置いた形での脚注分配を、Jの189A、189B、191Aという形になりますけれども、こちらについて追加するということが今回の改正点でございます。

こちらにつきまして、パブリックコメントを行っておりますけれども、特段、意見の提出はございませんでした。

本件につきましては、答申いただきましたら、速やかに割当計画の変更を行って施行することを予定しております。ご審議のほどを、よろしく申し上げます。

○前田会長 はい、ありがとうございます。

本件につきまして、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

移動衛星業務といっても、実際には固定でも行う業務を、例えば災害現場などに持って行って、ほとんど固定と同じように使うという、そういうイメージなんですか。

○田原電波政策課長 そうですね。そういうケースもあろうかと思えますけど、今の技術ですと、このぐらいの周波数だと、ほんとに移動するもの、例えば船みたいなところに乗っかって使えるような状況ではございます、技術的にですね。

ただ、いずれにしましても、二次業務でほかに影響がない範囲で使っていただくと。そこは固定でちゃんと免許を取った方が一体的に責任を取っていただくという形での免許なら、差し支えないだろうという形で、こういう改正案にさせていただいております。

○前田会長 はい、ほかにご質問ありますでしょうか。ありませんか。

それでは、諮問第2号につきましては、諮問のとおり変更することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 はい。ご異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あてに提出してください。

それでは以上で、総合通信基盤局の審議を終了します。どうもありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

## 諮問事項（情報流通行政局関係）

(1) 日本放送協会に対する平成26年度テレビ国際放送の実施要請の変更について（諮問第3号）

○前田会長 よろしいですか。それでは、審議を再開いたします。

諮問第3号「日本放送協会に対する平成26年度テレビ国際放送の実施要請の変更について」につきまして、金澤国際放送推進室長から説明をお願いいたします。

○金澤国際放送推進室長 はい。諮問第3号説明資料をご覧ください。

本件は、日本放送協会が行う外国人向けテレビ国際放送について、平成26年度の実施要請の内容を変更するというものでございます。1ページをご覧ください。

NHKのテレビ国際放送は、外国人向けと邦人向けがございしますが、外国人向けテレビ国際放送は、英語により1日ほぼ24時間放送されております。上の図にありますとおり、外国人向けは多数の衛星を使いまして、ほぼ全世界をカバーしております。

続いて、説明資料の後ろの参考資料の1ページをご覧ください。放送法第65条第1項の規定によりまして、総務大臣はNHKに対して放送区域や放送事項を指定して、ラジオ国際放送及びテレビ国際放送を実施することを要請できることが定められております。第2項におきましては、要請に当たって放送番組の編集の自由への配慮義務が定められ、第3項では、要請に対するNHKの応諾の努力義務が規定されております。また、67条第1項におきましては、NHKが要請に応諾した場合には、要請放送のための費用を国が負担することが定められております。

今回、実施要請を変更しようとするのは、外国人向けテレビ国際放送に関する要請の一部でございます。

3ページ目をご覧ください。近年我が国の魅力や考え方について世界に情報発信することの重要性が高まっておりますが、NHKワールドTVについても、先ほど冒頭で申し上げたとおり、全世界をカバーする我が国唯一の国際放送であり、その一層の充実強化が求められております。その一環といたしまして、現在、英語のみで放送しているNHKワールドTVについて、英語以外を母国語とする地域で、より多くの方から視聴されるために、現地の言葉に合わせた発信も有効な方法と考えられます。

このため、将来の多言語化の実現に向け、英語以外の言語による放送を試行的にNHKに行っていただくという目的のために、今回実施要請を変更し、3ページの右側にありますとおり、要請書の3その他必要な事項に、「(5) 英語以外の外国語による放送の取組を試行的に行うなど、多言語化に向けて、必要な取組を進めること。」と内容を追加するものでございます。

また、この要請を実施する費用といたしましては、左側下の欄にありますとおり、平成26年度補正予算において、今申し上げた多言語化の実証実験費用2.9億円を計上しております。

なお、その下の②NHKワールドTVのプロモーション活動経費1億円、これも同補正

予算において計上されておりますが、この部分については、現在の平成26年度当初の要請書の中で、既に周知・広報に関する事項を記載しておりますので、この点に関する要請文の変更はございません。

詳細につきましては、冒頭の説明資料の2ページ目にお戻りいただければと思います。2ページ目をご覧くださいますと、四角囲み3実施要請の変更の内容という箇所がございます。このうち1放送事項、2放送区域については変更ございません。3その他必要な事項の(5)、こちらが先ほど申し上げたとおり追記するものでございます。

それから4の(1)、これが、平成26年度補正予算により予算措置がなされるものですので、その部分を追記しております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○前田会長 はい、ありがとうございます。それでは、本件につきまして、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○原島代理 今回追加された多言語化、補正予算ということですがけれども、結構なことだと思っております。

ただ、補正予算ということで試行的に行うということですが、それがうまくいくようならば、これは将来の話かもしれませんけれども、当初予算の中に含めることも考える、補正ですから、あるときとないときがあると思いますので、そういうことも想定しながら試行的にやってみよう、そのように考えてもよろしいのでしょうか。

○金澤国際放送推進室長 多言語化につきましては、諸外国においては、先行していろいろ取り組んでいるところでございます。

NHKにおいてはまだ、日本語は別としまして、英語のみで行っており、遅れているということがございますので、国費において、後押しをするというものでございます。したがって、そのやり方、効果、検証、あるいは実施に当たってのプロモーション、事前周知、そういうものを見まして、NHKにおいて、その成果を踏まえて、どういうふう

するのか、国としても今後の判断をしていきたいというふうには思っておりますので、現時点で、次の段階でどうこうというのは、まだ定まっております。

○原島代理 自主放送という形で行われる可能性もあるし、いろいろな将来可能性があるという、そういうことですね。

○金澤国際放送推進室長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○原島代理 ありがとうございます。

○松崎委員 多言語化するに当たって、幾つか言葉を選ぶのですか。それとも、放映する地域の言語はすべてやっぺいこうというのでしょうか。

○金澤国際放送推進室長 実施要請につきましては、ここに記載してありますとおり、特定の言語を指定するものではございません。これはNHKにおいて適切に判断し決めていただくということにはなりますけれども、もちろん、すべての言語をすべての地域でやるというのは、現実的ではございませんし効果も薄いということですので、例えば、使っている言語人口とか、あるいは、これまでの我が国との関係性とか地域的な広がり、効果を測定できる方法等を、いろいろ考える中で、地域と言語を選んでやっていただくということが大切かと思っておりますので、その旨はNHKに伝えていきたいというふうに思っております。

○松崎委員 大変気になるのが伝わり方の問題です。今回の中東の事件でも、こちらの意図が伝わらなかった側面が大きい影響を与えたと思います。イスラム文化に対する日本人の理解の低さも指摘されていますし、一概に多言語化で逐語訳すればいいものではないわけですね。先方の文化を含めて微妙な部分を配慮した翻訳というか、多言語化の陰に潜んでいるリスクというのを、考慮していただけたらという気持ちがあります。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。特にありませんか。

特に反対意見もないようですので、諮問第3号につきましては、諮問のとおり、変更した指定事項で実施を要請するということが適当である旨の答申を行うこととしてはいかが

かと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣あてに提出してください。

(2) 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令案について (諮問第4号)

○前田会長 それでは、次に進みます。諮問第4号「有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令案について」につきまして、中西技術企画官から説明をお願いいたします。

○中西技術企画官 はい。それでは、諮問第4号説明資料の横長の諮問第4号参考資料に基づいて説明させていただきます。

まず、説明資料の縦長のほうの1ページ目ですが、改正の背景といたしまして、4K・8Kの高画質の取組が世界的にあちこちで始められているところで、我が国でも、4K・8Kの推進のためのロードマップの策定や昨年6月から4Kの試験放送、衛星放送やケーブルテレビで始められたところなど、積極的に推進に取り組まれているところでございます。

これらを踏まえまして、昨年8月から、情報通信審議会におきまして、ケーブルテレビにおいて4K・8Kを導入するために必要な技術的条件についてご審議いただき、昨年12月に一部答申をいただいたところです。その答申を踏まえまして、このたび、関係規定を整備するものとしております。

2番目の諮問の内容といたしましては、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める

省令の一部改正になります。情報通信審議会の一部答申を踏まえまして、現行規定に新たな伝送路符号化方式、多重化方式、映像符号化方式、音声符号化方式等を追加するものがございます。

2 ページ目の施行期日でございますが、本日答申いただいた場合には、3 月上旬に公布の日からの施行を考えてございます。

なお経過措置といたしまして、18 条第 1 項に規定いたします衛星放送に関するケーブルテレビのチャンネルにつきまして、現在、BS 17 チャンネルで行っております地デジ難視聴対策のための衛星放送が本年 3 月末日まで続いておりますから、そのチャンネルにつきましては、4 月 1 日からケーブルテレビのチャンネルに追加することとしております。

最後の 4 番その他といたしまして、情報通信審議会からの一部答申を踏まえて改正を行う関係省令及び告示といたしまして、電波監理審議会への諮問を要しない省令 1 件と告示 6 件を記述してございます。

次に、横長の参考資料に基づきまして、制度整備の概要を説明させていただきます。

今回の一部改正では、4K・8K のような高画質化に向けまして、4 つの方式を追加しております。左から、高度なデジタル有線テレビジョン方式ということで、これは 4K・8K を、周波数利用効率が良い新しい伝送方式を用いて伝送する方式でございます。

2 番目としまして複数搬送波伝送方式ですが、4K・8K を今までの伝送路を用いて伝送するのですが、映像が大きいので、分割して送って最後に合成することによりまして伝送可能とする方式でございます。

3 番目といたしまして、既存のデジタル有線テレビジョン放送方式を用いるものですが、今回、H. 265/HEVC という新しい画像符号化方式を用いまして、情報量をより圧縮することができるものになるので、8K は無理なのですが、既存の伝送路を用いて 4K を伝送できるようにする方式でございます。この画像圧縮方式 HEVC につきましては、この方式のみならず、すべての方式で導入いたします。

最後に、衛星基幹放送のパススルー伝送方式というもので、これはアンテナを上げて受ける情報をケーブルテレビを通じて、そのままテレビに流すという方式でございます。

各ケーブルテレビ事業者におきましては、これらの中から適切な方式を選択しまして、4K・8Kといった高画質化を実現していくこととなります。

最後に、別刷りでパブコメの結果を別紙として付けているのですけれども、このたびの一部改正に関する意見募集の結果を添付させていただいております。パブコメにおきまして、ケーブルテレビ事業者から1件のご意見をいただきまして、趣旨を踏まえて、パブコメ版から改正案に所要の修正を反映してございます。

説明は以上でございます。ご審議よろしく申し上げます。

○前田会長 はい、ありがとうございました。それでは、本件につきまして、ご質問、ご意見等、ありますでしょうか。

○原島代理 4K・8K、ケーブルテレビでも見られるようになるための技術条件を整備することはいいことだと思いますが、ちょっと関連してお聞きしたいのは、ケーブルテレビの事業者にとって、どのくらいの負担になるのか。

ここで、既存設備を使うというのもありますけれども、基本的に、ネットワークはほとんどいじらないで端末だけで済む、当然、家庭に置かれる機器も取り替えるということになるかもしれませんが、ネットワークへの負担はほとんどないというふうに考えて、よろしいでしょうか。

○中西技術企画官 はい。3番目の既存のデジタル有線テレビジョン方式を使う事業者さんが一番多いようなのですが、これはセンターのほうで、新しいHEVCに対応した設備を入れ替えるのと、あと、セットトップボックスもそれに対応したものを入れるということで、設備的には負担はあまり大きくないのですが、コンテンツを集めるほうが大変だというように伺っております。

○原島代理 そうですね。設備投資よりも、むしろコンテンツの問題であるという、そう

解釈していいわけですね。

○中西技術企画官 はい。

○原島代理 ありがとうございます。

○前田会長 ほかには、いかがでしょうか。特にありませんか。

特に反対の意見もないようですので、それでは、諮問第4号につきましては、諮問のとおりに改正することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あてに提出してください。

(3) 日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の認可について (諮問第5号)

○前田会長 それでは、次に進みます。諮問第5号「日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の認可について」につきまして、長塩放送政策課長から説明をお願いいたします。

○長塩放送政策課長 はい。それでは、ご説明させていただきます。

クリップをお取りいただきまして、2つ目パワーポイントA4横の資料をご用意させていただきます。右肩に委員限りと付したものでございます。こちらを基に、ご説明させていただきたいと思っております。

1枚おめくりいただきまして、放送法改正によるNHKのインターネット活用業務の拡大ということでございますが、昨年6月に成立した改正放送法により、NHKは、インターネットの活用業務について、自ら定め、総務大臣の認可を得た実施基準に基づき、従来

の放送した放送番組のみならず、放送中、同時の配信でございます、あるいは放送前の放送番組も配信が可能になったところでございます。

NHKは、この法律を前提として、昨年11月25日に、実施基準案を総務大臣に申請してございまして、今回、それについてご審議いただくというものでございます。

全体の法律の枠組みが下のポンチ絵のところでございますが、従来はその番組、放送したてでございますが、今回は放送中、放送前、さらに編集上必要な資料、放送番組に対する理解増進に資する情報、こういったものが幅広く配信することができるということになってございます。

次のページが関係の条文でございますが、今申し上げたこれまでの経緯を、右下8ページと打ってございますが、失礼しました、上から4枚目でございます、横に流れる図表でございます。取組の進捗状況としておまとめしているものでございます。

国が、この申請に先立ちまして、意見募集等を経て、関係の省令や審査のガイドラインを整備してまいりました。これに基づきまして、NHKが先ほど申し上げた実施基準案を策定申請してきたわけでございますが、NHK自らも事前に意見募集を行い、世の中の動向等を踏まえた基準案を策定したということでございます。

今回、総務大臣への申請後、国が認可申請に対する考え方を示した上で、昨年の12月から今年の1月にかけて、パブリックコメントを取ってございます。今回は、後ほどその概要もお示した上で、本日の諮問をさせていただくということになったということでございます。

今後のスケジュールでございますが、改正放送法の施行については、今後、閣議、政令で定まることになってございますが、実施基準を答申いただいた上で認可するということになりますと、改正放送法の施行に併せて、この実施基準に基づきNHKに業務をやっていただくという運びになります。

次のページでございますが、実施基準案のポイントでございます。この実施基準案の目

的でございますが、放送を補完して、すなわち国民視聴者の放送番組の視聴に有効になるような視点で、あるいは放送番組を広く国民に共通財産であるものを還元するということが目的としてございます。

利用者向け業務といたしまして、大きく分けて2つございます。受信料財源により、これは言わば受信料を払ってございますので無料で実施するものと、それ相応の利用料的なものを払って有料で実施するものでございます。

まず、無料で実施するものでございますが、従来でも行っております、らじる★らじるという国内向けラジオ放送、それから国際放送、こういったものを行ってございますが、今回新たに災害放送に加え、下線のところでございますが、国民生活や社会全体に大きな影響を及ぼす情報であって特に迅速に提供すべきもの、こういったものも配信することになってございます。また、その下、また下線部でございますが、先ほど申し上げた理解増進に資するような情報。それから同時配信ということになりますと、さらにその下でございますが、試験的な番組の同時配信、これも試み的に行おうという実施基準になってございます。

今申し上げた試みについては、さらに2枚飛んでいただいて、右肩に別紙と付しているところをご覧くださいと思いますが、大きく分けて2つございます。単発での提供と帯での提供でございます。

単発でのということになりますと、少し下でございますが、年間5件程度のスポーツイベントの生放送を行ってみようというものでございます。1日当たり最大4時間程度の試みを行ってみようというものでございます。一般の利用者に見ていただくものでございます。

他方、右側の帯での提供でございますが、これは、あらかじめ受信契約者を数千人から1万人公正な形で適正に募った上で、その方々向けに、1回当たり1週間から3か月の期間を定め、1日16時間以内の、これは最大値でございますが、まとめて視聴いただ

うという試みでございます。

これによって、検証項目として列記されてございますが、こういったものを検証し、将来の取組に役立てていこうというものでございます。

2ページお戻りいただきまして、先ほどの残り、下から2行でございますが、費用については、目安といたしまして受信料収入の2.5%、平成26年度予算ベースで161億円でございますが、これを上限とする旨、定められているところでございます。現状では、105億円に相当するものでございます。

次のページでございますが、1行目、有料で実施。これは審議会にもお諮りしてございますが、「NHKオンデマンドサービス」と呼ばれる有料のサービスでございまして、これは、引き続き行っていただくということでございます。

また事業者向け業務といたしましても、こちらに記載のようなものを、それほど量的には多くございませんが、例えば災害の緊急情報ですとかテレビ国際放送の受信環境整備、こういったものについて取り組んでいこうというものでございます。

以上、申し上げた業務の共通の取組といたしまして、下線部を追わせていただきますと、こういったものの実施計画に基づき具体的な業務を実施するという運びでございますが、業務実施の際には、市場競争への影響あるいは受信料の公平負担との関係、こういったものを十分に考慮勘案しつつ取組を進めていくということが記載されてございます。

以上、申し上げた中身につきまして、2枚後ろでございますが、審査結果とございます。

事前に事務方のほうで審査いたしまして、それぞれ左側記載されているような法律に基づく認可基準あるいはガイドラインに即して審査を行いました。それぞれの項目について満たしているということで適ということで、トータルとして認可すべきであるというふうな方向性をまとめました。

ただ、次のページをご覧くださいいただければと思いますが、幾つかの点で、あらかじめ民放あるいは関係の事業者から、心配だという懸念等も示されておりました。

そういったことを踏まえまして、先ほど申し上げた市場競争への影響や受信料の公平負担あるいは透明性の確保、こういったことを考慮するということや、大原則としての放送の補完としてインターネットを活用するということ、あるいは、先ほどご説明した試験的な提供に当たっては、試験でありますから、その目的との兼ね合いの中で、必要な期間、必要な費用の範囲内で行うということ、あるいは、繰り返しになりますが、現行の受信料制度との整合性ということをしっかり踏まえて行うべきであるということ、こういったことを認可に当たっての条件として付した上で認可してはどうかという考え方をまとめ、これを併せて、先ほどのスケジュールの中でパブリックコメントに付したところでございます。

そのパブリックコメントの結果が次のページでございますが、当初示されていた幾つかの懸念と同様なことが、改めて示されたところでございます。全体として、四角の枠内でございますが、16件の意見、関係事業者等あるいは個人を含め出されてございまして、今申し上げた点が指摘されてございます。

こういったことを総合的に勘案いたしますと、原案のとおり、先ほどご説明した条件を付すことを前提として、今回申請された実施基準案については認可してはいかがかというふうに資料をお作りさせていただいたということでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○前田会長 はい、ありがとうございました。それでは、本件につきまして、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○村田委員 1点ほど、お願いします。

別添となっている放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準案の中の5ページから6ページにかけてのところなんですけれども。

NHKオンデマンドサービスの関係で、今度見放題パックというものが入っているんですけれども、2014年に民放キー5局は、もっとTVの中で見放題についてはキー5局

で何か組んでやるということになって、これ既にやっているんですが、月額900円とか何か、それぐらいの手ごろな値段で、民放キー5局で5局全部のコンテンツについて見放題にしましょうというときに、このところの見放題パックにNHKは入らなかったという話になっているんですが、今回のこの資料を見ますと、見放題パックはNHK独自としてやっていくという。

○長塩放送政策課長 はい。これは現状でもNHKオンデマンドとして提供しているサービスでございまして、一定の範囲の中で見放題というNHKの過去のコンテンツ等をパッケージにしております、自由に定額でご覧いただけると、そういうものでございます。

○村田委員 要するに、民放5局の見放題と、NHKの見放題とがあるということですか。

○長塩放送政策課長 はい、それぞれあるということです。

○村田委員 そのままでいくということですか。

○長塩放送政策課長 はい。

○村田委員 それで、この見放題パックの費用については、いろんな権利処理に要した費用及び市場性を総合的に勘案して定めるということになっているんですが、これも民放5局とは別に独自に判断して定めるということですか。

○長塩放送政策課長 そうでございます、はい。

○村田委員 はい、分かりました。

○前田会長 ほかには、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○原島代理 よろしいでしょうか。最後のページに、オリンピック、五輪の放送対象外競技のインターネット配信が入っておりますが、これは、最初の6ページにあるインターネット活用業務の中の改正前の放送した放送番組、あるいはこれから追加する放送中の放送番組、放送前の放送番組に何か該当しないような気がするのですが、これは、どのような位置づけなのでしょう。

○長塩放送政策課長 これも同様に、できるという前提で今回書いております。

○原島代理 改正法の中には、放送しない番組の放送番組というのも入っていると考えていいのですか。

○吉田企画官 それにつきましては、今回の改正放送法で、理解増進情報の提供というものも認められたということで、ご指摘の点につきましては、それ自体は、必ずしもテレビで放送されているわけではありませんが、オリンピックの放送番組というとらえ方の下で、その理解の増進に資するという形で整理をさせていただいています。

○原島代理 そうすると、番組関連情報のほうに位置づけられるという、そういうことですね。分かりました。

○吉田企画官 そうですね、はい。そういうことになります。

○原島代理 それから、もう一つ。今回、試験的な番組同時配信というのは、まさに放送中の放送番組ということなのですね。

○吉田企画官 はい。

○原島代理 その下にある放送前の放送番組というのは、ちょっとイメージがつかみにくいのですが、どのようなものを考えておられますか。

○長塩放送政策課長 これは、次に放送する番組の一部を、あらかじめ番組宣伝のような形で少しご覧いただくというものです。

○原島代理 それは、番組関連情報ではない。

○長塩放送政策課長 ええ、これは放送前というふうな位置づけです。

○原島代理 むしろ番組宣伝が理解増進かなというように思ったのですが。

○吉田企画官 NHKのほうから伺っておりますのは、放送予定番組の配信につきましては、非常に限定的な、特に必要があるものだけやるということで、それは、実施基準案でも、そのように書いてございます。

特に周知・広報が必要であってNHKとしてやるべきだと判断したもの、具体例としまして、例えば『テレマップ』といういろんな番組の予告をまとめた放送番組がございます

けれども、そういったものをちょっと流すというのは、本放送よりはちょっと前に流すという意味では周知・広報であるんですけれども、ただ、放送番組という観点から見ますと、放送予定番組としてインターネットで流すことになります。例としてはそれぐらいだということ、極めて限定的に、そこは考えているということを聞いております。

○原島代理 番組全体を放送前に、日曜日の大河ドラマを土曜日に見るとか、そういうことではないという。

○吉田企画官 そうです。むしろそのようなものについては、実施するとしても、こちらの試験放送、試験的提供の中でやっていく、帯でやっていくということになるかと思えます。ただ、それは、あくまで放送中の放送番組ということになります。

○原島代理 はい、ありがとうございます。

○前田会長 認可条件について最後に出ておりましたけども、試験的な提供ということについて検証しつつということですが、これは、どのぐらいの頻度でどうやるということは、あらかじめ決まっているんですか。

○長塩放送政策課長 これは、これから協会のほうに考えていただきますが、それぞれ期間、期間を区切って、幾つかの実験を設けていきます。1回1つの期間が終わりますと、次のステップに移るまでの間にそれ相応の検証をいただき、それを踏まえた上で、次の段階に移っていただくという趣旨でございます。そのインターバルをどのぐらい置くのか、1回の試験期間をどのぐらいに置くのか、それは今検討中というところでございます。

○前田会長 ほかに、いかがでしょうか。ありませんか。

それでは、これ以上ご質問あるいは反対意見等もないようですので、諮問第5号につきましては、諮問のとおり認可することは適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あてに提出してください。

以上で、情報流通行政局関係の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

## 付議されている異議申立てに関する審議

○前田会長 それでは、審議を再開いたします。「付議されている異議申立てに関する審議」ということですが、株式会社ひのきからの異議申立て事案につきまして、山本委員及び村田委員に決定案の案を作成していただいておりますので、最初に山本委員の方から概要の説明をお願いいたします。

○山本委員 それでは、私の方から決定案の案の理由の部分で21ページ以下につきまして説明を申し上げます。この案を作成した後、村田委員と若干やり取りをいたしまして、少し修正をしたほうがよいのではないかとこの箇所もございますので、その点について、併せてご説明をしたいと思います。その点については、現在お配りしている決定案の案の中では反映されておきませんが、その点についても、併せてご説明を申し上げます。

理由は、大きく分けまして4つの部分からなっております。争点1から4ということで、4つの部分に分かれてございます。

まず争点1が21ページからでございますが、ここでは、今回の再放送に係る同意をしないことについて「正当な理由」がある場合の解釈についてということで、ここでは、まず法律の解釈の一般的な問題を取り上げてございます。

まず、21ページの(4)の部分でございますけれども、ここの部分では、次の22ページにかけてですけれども、「正当な理由」がある場合に同意をしなくてよいという裁定をすることになっているわけですが、この「正当な理由」の解釈について書かれてございます。

22のページ4行目の部分ですけれども、放送法の中では「正当な理由」とだけ書いてあって、その判断基準をそれ以上具体的に示していないわけですが、「それは、変化する諸情勢の的確な把握と諸事情の総合考慮に基づく判断を、総務大臣に委ねる趣旨によるもの」ということで、具体的には、その次の部分に、こういった事情を総合考慮して裁定を行う、しかもそれは情勢が変化すれば、それに応じた判断を行うという趣旨で、「正当な理由」という一般的な規定の仕方をしているということを説いてございます。ただ、ここの箇所につきましては村田委員と若干やり取りをいたしまして、やはり、紛争処理委員会の答申に基づく総務大臣の判断に、この裁定を行うに当たっての裁量が認められるという点を明確に書いた方が良いのではないかとこの話をいたしました。不服審査の場合には、裁量の行使の当否についても判断をすることになりますけれども、ただ、電波監理審議会は処分庁自身ではなくて言わば第三者機関でございまして、第三者機関が判断をする場合には、やはり、裁量権の存在は一定程度考慮する必要はあるであろうということございまして、その点は、現在のお配りしている案に加えて明示をしようと考えてございます。

それから、22ページの続きの(5)の部分でございますが、こここのところで、従来、旧有テレ法時代から使われていた「正当な理由」を判断するに当たっての五基準を、若干、今回と申しますか、これは総務大臣のガイドラインにおいてということですが、総務大臣のガイドラインにおいて、これを変更しているという点につきまして説明をしております。異議申立人の側は、このような変更は認められないのではないかと、あくまで従来の五基準を基本に考えるべきだと主張しているわけですが、この点につきましては、22ページの「しかし」以下の部分におきまして、大きく情勢が変化していると、すなわち有テレ事業が当初は揺籃期にあるという状態だったわけですが、現在では、とてもそうは言えない状態にあると。それから、遠隔地への放送の再送信が、当初は技術的になかなか難しい、あるいは非常に費用がかかるという困難があったわけですが、現在では、それが非常に容易にできるようになっているということを考えると、そういった情勢の変化を考

慮して、先ほどの「正当な理由」という一般的な規定の解釈・適用の仕方を変えるということについては合理的なのではないかというふうに説いてございます。

続きまして、23ページの2の部分、争点2でございますが、ここでは、先ほど出ました総務大臣の再放送ガイドラインの中で、基幹放送事業者の「放送の地域性に係る意図」という要件が出てまいりますけれども、その解釈について説いてございます。23ページから24ページにかけての部分が、具体的に総務大臣の定めた再放送ガイドラインの内容でございます。これにつきましては、ここでは逐一は説明いたしません。

25ページの「以上のように」という部分がございます、上から6行目で「以上のように」とございます。このところで、以上のような再放送ガイドラインを策定して公表していることは、「行政運営の在り方として好ましく適切な措置である」というふうに述べてございます。その上で25ページの(2)のところで、このガイドラインにおいて、区域外再放送について、「放送の地域性に係る意図」を考慮して裁定を行うとしたことは、従来の五基準を変更するものであって、それは、ガイドラインにおいて変更するのは認められないのではないか、一種の法令の改正に当たるので、法令改正の手続によるべきではないかという主張を異議申立人がしているわけですが、これに対しまして、確かに法令の改正によることが望ましいという考え方はあるけれども、ただ先ほど申しました「正当な理由」という不確定法概念、非常に一般的な規定の仕方をしているということ、それから、明白な事情の変化が先ほど申しましたようにあったこと、それから、このガイドラインの策定に当たりまして、関係団体に対するヒアリングを含む総務省における研究会での議論を経ている、さらに意見公募手続を経ているといったようなことを考えますと、このようなガイドラインにおいて従来の取扱いを変更するというのも認められるのではないかということをお述べてございます。そして、内容的にも特に不合理な内容は含まれていないのではないかとございまして。

次に、26ページの(3)ですけれども、ただ、このガイドラインの中の「放送の地域

性に係る意図」という概念が不明確であると、漠然としているということは否定できないのではないかと述べてございます。「番組編集上の意図」という、言わば放送事業者の主観的な要素にいろいろ考慮すべき事柄を全部まとめて表現しようとしているために、これを適用するのが非常に難しくなっているのではないかと指摘をしております。26ページの(4)のところ、そのような事情はあるわけですが、ただ、今回電気通信紛争処理委員会の答申に基づいて総務大臣が裁定を行っているわけですが、この両者におきまして、26ページの一番下のところに書いてあるような指摘がございます。要するに、27ページ一番最初のところにその内容をまとめてございますが、基幹放送事業者は放送対象地域に即して放送事業を行う責務を負っている、これは法律上、そのような責務を負っている。さらに付け加えるならば、いわゆるマスメディア集中排除原則によって、放送対象地域外において放送事業に関与することは制限されてございます。そのため、同委員会あるいは同委員会の答申に基づく総務大臣の判断におきましても、放送対象地域外での再放送については、まず再放送ガイドラインにいう「放送の地域性に係る意図」の侵害は、基幹放送事業者が放送対象地域の制度に則って放送事業を行っていれば、現行の放送法制上言わば当然に一応認められるというふうに理解される。それに対しまして、再放送ガイドラインにいう「受信者の利益」として、受信者が放送対象地域外の当該放送を視聴することによる具体的な利益が示されなければ、再放送に係る同意をしない「正当な理由」が肯定されるという考え方が示されているのではないかとことです。要するに、基幹放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の侵害は、これは、普通に放送対象地域の制度に則って放送している限り当然に認められるのに対して、受信者の利益の側は、これは、特に具体的な利益がその当該地域に即して示されないと「正当な理由」を否定できないということでございます。

この点につきましては、やはり村田委員と若干やり取りをいたしまして、ここでは、電波監理審議会はどう考えているかということが明確に示されていないのではないかと

ご意見がございましたので、現在お配りしている文書に加えて、こういった紛争処理委員会の判断に基づく総務大臣の判断は、電波監理審議会としては合理的なものであると判断するということを明確に言おうかと思っております。

27ページの(5)ですが、再放送ガイドラインをそのように改正していただければ非常に明確になるわけで、やはり本来であればそれを明示すべきであるということではあるのですが、本件については、とにかく電気通信紛争処理委員会の判断に基づいて総務大臣がこのように言わば再放送ガイドラインの解釈をすると、再放送ガイドラインに言わばもう一步踏み込んだ読み込みをするという形で示しているのです。そして、先ほど申しましたように、電波監理審議会としては、それが合理的な内容であると判断するので、それに則って判断をしていくというふうに述べてございます。

次の27ページの部分でございますが、ここでは、先ほど申しました「受信者の利益」について具体的な判断をしてございます。

28ページの(2)の部分でございますが、ここで再び再放送ガイドラインとその解釈を明確化した、あるいは、あえて言えば、ガイドラインの読み込みを行った電気通信紛争処理委員会及び総務大臣の判断について述べてございます。要は、放送対象地域と隣接をする、あるいは隣接をするのに準ずるような市町村であれば、「正当な理由」を否定すると。それに対してそうでない、隣接ないしは隣接に準ずる状態にないものについては、「正当な理由」が原則としては認められるということが言われてございます。そして電波監理審議会としても、そういった隣接性を基準にして「正当な理由」の判断を分けるということは合理的ではないかというふうに言っております。これは、28ページの下から8行目のところで言っております。理由といたしましては、これまでの総務大臣の裁定の先例と、やはり連続性を持たせる必要があると。従来、隣接をした地域については、大体同意をしてきたということがございますので、それをいきなりやめるわけにいかないであろうと。

ただ他方で、先ほど申しましたように、やはり状況が変化しているということを考えま

すと、隣接していない地域については、あるいは隣接地域に準ずる地域にない地域につきましては、やはり再放送の同意を強制するには、それなりに具体的な理由が必要であろうと。これは、従来は、そういった地域についても同意をすべき旨の裁定を行うことがあったわけですが、この点については、今後は少し慎重な検討を要するのではないかということが述べられております。

今回の上板町につきましては、隣接ないしは隣接しているに準ずる市町村とは言えないということがあるわけですが、29ページのところで、それでもなお同意を強制すべき事  
由があるか、同意を強制するだけの受信者の利益があるかということを書いてございます。29ページの①から③の部分が具体的な事実でございまして、通勤・通学等の人の移動が非常に少ない、それから経済的取引も、同意をすべきとされた松茂町、北島町に比べるとやや少ない、スピルオーバーとそれから視聴実態については、同意をすべきとされた松茂町、北島町と上板町では、それほど差はないと、こういう認定でございまして。

もう1つ事情としてございますのは、上板町においては、「このうち」という段落の部分ですけれども、既にほかの讀賣テレビ以外の基幹放送事業者による再放送が行われているという事情がありまして、さらにこれに加えて今回の讀賣テレビの再放送を強制するだけの利益があるかということ、それはないのではないかということを書いてございまして、結論としては、やはり「正当な理由」が認められるのではないかということが述べられております。

最後の争点4の部分は、これは言わば確認的な説示でございまして。先ほど申しましたように、讀賣テレビが、通常の基幹放送事業者と同じように、放送対象地域において放送していて、放送対象地域外に再放送されないことについて一般的な利益を持っているということ、ここで確認してございまして。先ほど、争点2のところの説明がされておりましたように、基幹放送事業者の利益としては、この程度の利益が示されていけばよいということですので、結論といたしましては、同意をしないことについて「正当な理由」があるとい

う結論としてございます。

そして、この結論につきまして、審理官の意見書と同じ結論となっております。審理官の意見書とは、表現の仕方であるとか、あるいは強調を置く点などが若干異なっているところはございますが、大筋においては、審理官の意見書に沿った内容の決定案の案となっているかと思えます。私の方からは以上です。

○前田会長 はい、ありがとうございました。それでは村田委員の方から、補足でよろしくをお願いします。

○村田委員 今、山本委員のご説明にありましたように、ここに至るまでに意見交換をさせていただいておりますので、前提となる「放送の地域性に係る意図」に対する考え方と、それから具体的な利益衡量においても、現段階の決定案の案の内容ですとか流れとかにつきましては私も全く同意見でございます。

ただ、これも既に山本委員の方で汲んでいただきましたけれども、書きぶりとして若干、答申のところの書き方において、最終的にこの答申の解釈を合理的だという上で、当審議会がこれを合理的と判断した上で、以下のとおりに検討しました、解釈しましたというところを明確にしてもらいたいという願いをいたしました。そこも既に協議済みですので、形式面についても、ほぼ山本委員の説明のとおりというところでございます。

○前田会長 それでは、ただいまご説明のあった決定案の案について、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

○原島代理 確認もありますけれども。そもそもこの案件では、いくつか争点があるわけですね。その争点の中のかなり大きな部分が、大臣裁定制度というものをどのように考えるか。一方の当事者は、大臣裁定制度は同意原則であって裁量権はない、一方の当事者は、原則は当事者の協議であって、例外として大臣裁定があって、大臣裁定には裁量権があるということなのですけれども。そもそも大臣裁定は、なぜあるかという趣旨に立ち返って考えたときに、一般の商行為であれば、当事者同士が交渉、著作権というか、場合によっ

ては再放送料とか、そういうもので当事者同士が行えばいい。そこに大臣裁定が入っているのは、放送という特殊性を考えたときに、当事者同士に任せればそれでいいというものではない、やはり国民の利益、放送制度というものはしっかり育てていくことが重要だ、そういうことがあるから、大臣裁定がある。そう考えてよろしいでしょうか。

○山本委員 今回の決定案の案で申しますと、21ページの(2)のところ、まず1つのことを指摘しておりまして、放送法によれば同意を得ることが必要とされると。この点について同意が原則なのか例外なのかといったような議論が、かなり当事者間にあったわけでございます。ただ、この点は、結局のところ、今の21ページの(2)の一番最後のところにも書きましたけれども、放送法の趣旨、および放送法の定めるいろいろな制度の中で同意をすべきなのか、しなくてもよいのかということを考えなくてはいけないであろうと。それから、技術的・社会的な状況がどうなっているかという、その2つのことを考えなくてはいけない。放送法の制度に関して言うと、一方で、21ページの今の(2)のところにも書きましたが、放送法というのは、一番最初に「放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障する」ということを目的にうたっているわけで、その点をまず考えなくてはいけないということがあるので、再放送を認めようが認めまいが、それは自由である、それは基幹放送事業者が自由に決められることだというふうには、やはり、一般的に言うことはできないであろうと。

ただ、他方において、これは、27ページの頭のところにありますように、放送法というのは放送対象地域の制度を設けていて、それでもって基幹放送事業者は、はっきり言えば、かなり強い規制を受けているということがあるわけですから、このことも、やはり考えなくてはならないと。

それで、先ほど申しましたもう1つの状況がどうなっているかということを中心に考えると、22ページのところに書きましたように、確かに当初は有線テレビジョン放送事業が、まだ揺籃期にあった、それから再放送といっても、技術的・経済的に考えて、おのず

とその限界というものがあつたので、そうであるとする、同意をすべき範囲をある程度広げて考えることに合理性があつたけれども、現在は、そういう状況にないと。そうだとすると、従来よりは同意をすべきであるという範囲は狭く取らざるを得ないのではないかとということかと思ひます。

ですから、そこは結局のところ、放送法の仕組みと、それから放送法の仕組みの中にも、またいろいろな目的があり、いろいろな制度があるわけで、それと現在の状況がどうなつているかということ併せて総合的に考えて、同意をすべきかしないでよいかの線を決めていくということになるのではないかと。

○原島代理 そう考えますと、同意原則とか協議という議論なのですが、本当の原則は、放送法が何を言おうとしているのか、そのもとで地域免許制度というものがある、それを前提にすべてがあると、そう考えていいわけですね。

○山本委員 全くそのとおりだと思います。

○村田委員 放送法の中の、同意裁定の条文だけを取り出して、同意が原則か例外かというとなんとなく釈然としなかつたものが放送法全体の目的で、ほかにもいろいろな制度があることとの整合性はどうやって見るべきなのだろうと思つたときに、今回の答申が、1つの合理的な方向性を示しているのではないかというふうに思ひました。

○原島代理 過去にも別の比較的似た案件がかかり最終的に付議が取り下げられたということがあつたわけですが、その時に議論したと思ひますけれども、具体的に運用するときのガイドラインが非常にあいまいなものであつた、どういう解釈をしていいか分からないという問題があつて、それを確かこの電波監理審議会でも指摘したことがあつたと思ひますけれども、今回は、その時の指摘のあと、紛争処理委員会という第三者機関が、ある意味ではより明確にしてくれたと考えていいわけですね。総務大臣は、それに基づいて裁定を行つた。

そういうような状況も踏まえて、もちろん電波監理審議会としてどう判断するかという

ことではあるのだけれども、今回の決定案の案になっている、基本的には、そういうことであるわけですね。

○山本委員 そうですね。今回は、紛争処理委員会が答申を行って、それに則って総務大臣が裁定を行っているという経緯があり、そこで、もともとは紛争処理委員会でガイドラインに明確には書いてないことを言わば付け加えるような形で、あえて表現すれば、踏み込んでガイドラインを解釈した上で判断を行っているということがございます。それが、以前の案件においてはなかったということが今回との違いでして。

ここにも書きましたけれども、やはり本来であれば、ガイドライン自体をもう少し明確にすべきではないかと、やはり、それが本来の筋であろうとは考えるわけですが、ただ、今回、このように紛争処理委員会の答申に基づいて総務大臣が1つの解釈の仕方を明確に示しているということがあるので、それが合理的なものであるかどうかという観点から、今回は判断をしたということでございます。

○前田会長 過去の事例との連続性から言うと、明らかに今度は不連続な点があると。

それは、山本委員のおっしゃるように、まずは、環境の大きな変化が、バックグラウンドとしての大きな変化があつて、それに加えて、本来ガイドラインで明示すべきものの一例として、第三者の入った紛争処理委員会の中で例示され、それに基づいて総務大臣が裁定を出した。そのことの合理性を、電波監理審議会として認めますと、そういうことですかね。

○山本委員 内容的には事情が変化したということがあり、手続としていろいろなやり方が考えられるであろうと。一番極端なやり方は、法令を改正して、それを明確にするというやり方が一番はっきりしたやり方であるのですが、ガイドラインを変えるというやり方で、変えるというときにも、今回ガイドライン自体については、オープンな場で研究会を開いて、そこでいろいろな意見を聴取して、さらに意見公募も行って、ガイドラインを定めた。それから、ガイドラインの解釈という点に関しては、法令上定められた第三者機関

で判断を行って、それに基づいて解釈をしているということから考えて、手続としてこれだけのものが踏まれていれば、一応は、よろしいのではないかという判断です。

○前田会長 ほかには、いかがでしょうか。

そうしますと、本日出していただいた決定案の案に、先ほど山本委員のほうからご説明のあった、明らかにこういう点については追加をしたいというふうにおっしゃっていた部分を追加するというので修文する、内容については特に変更なしということによるのでしょうか。

○原島代理 これからケーブルテレビ事業者は成熟したとはいえ厳しい状況になるので、放送全体のシステムの中でその位置づけを明確にしていくというのは重要なことだと思います。

インターネット等が出てきた時に、ケーブルテレビが今まで果たしてきた役割も含めて、これから放送全体の中の位置づけを明確にしないと、やはり事業自体が非常に厳しいことになる。それもしっかり考える必要があるのではないかという、ちょっと私の個人的な意見です。

確かに、放送区域内の難視聴地域に再放送するというのは義務を与えられて、まさに放送区域内の受信者の利益になっているわけですが、そのような放送区域内の義務と見合うような放送区域外の権利をどう考えるのか。それを全体として放送行政の中で考える必要があるのではないかという気がいたします。

○山本委員 その点につきましても、少し書き加えようかと思っております。

具体的には、28ページの真ん中辺りですか、「一方で、」「他方で、」というくだりがございまして、ここで、放送対象地域に隣接をする地域あるいは隣接するのに準ずるという表現が、紛争処理委員会の答申で使われてますけれども、そこについては原則として同意をすべきであると。そうでないところについては、何か理由がなければ同意をしなくてもよいという区別がされていて、区別をする1つの理由として、今、原島代理から言われた

ような事情があるのではないかと思いますので、その点も、もう一言付け加えておこうかと思えます。

○原島代理 そのうちにインターネット事業者が再送信したいということになったときどう考えるかですね。受益者ということ言えば、コンピューターを持ってネットワークでつながってる人は放送を見られるという意味で利益は当然あるわけですが、一方で、放送全体の制度という中で、どう考えるかですね。状況は、これからも変わるだろうし。

○前田会長 放送対象地域という概念が崩れるということなんですかね、そうなるよ。

○原島代理 でも一方で、やはり地域というのは、いろんな意味で大切な概念です。放送は全国均一になればいいというものではなしに、地域の自然状態もあるし天候もあるし、いろいろな文化もある。それを大切にするというのは、考えなければいけないことであるわけですね。

○山本委員 今後のいろいろな技術的・社会的な環境の変化を考えると、再放送同意の制度と、それから今言われたそれに関する放送対象地域の制度、それらを全体的に徐々に考え直していかなくてはいけないのではないかということが、やはり大きな課題としてはあるのではないかというふうに私も思います。

今回は、とにかく現在の制度の枠の中で考えると、こうなるであろうということなのですが、現在の制度自体が、ほんとうにこれで望ましいものなのかどうかということ自体に、考える余地があるところかと思えます。

○原島代理 今回は決定案の案については、一部、修文するという事だと思えますが、方向は賛成です。

○前田会長 山本委員がおっしゃったいくつかのポイントだけで、特にほかはありませんか、何か気になるようなところというのは。

○原島代理 細かいことを申しますと、これでいいと私は思っていますけれども、最初、単にこれだけを読んだ時に、前半の方に「法制及び再放送ガイドライン」というところが

2ページからありますね。そこに、「正当な理由」の五基準」というのはかなり具体的にここに示してあるのだけれども、(3)の「再放送ガイドラインの策定・公表」では、再放送ガイドラインの中身をここでは記してないですね。中身はむしろ後半の方でまとめるという形になっていて。後半で再放送ガイドラインについて議論しているときに、再放送ガイドラインというのは何だというのは元へ戻って見にくかったというのは、ちょっと形式的にはありました。しかし、後半の方でしっかりまとめているので、このままでも結構だと思います。

○村田委員 そうしますと、あまり冗長にならない程度に、ポイントとしては、やはり最初、この規制を読んでもらう中で、ここに書きます。

○原島代理 五基準の方が非常に強く出てしまっているのです。

○村田委員 そうですね、はい。

○原島代理 再放送ガイドラインで、新たに新しい考え方が入ったということが争点になっているわけですから、その中身がどういうものであるかは、再放送ガイドラインの中で書かれていることをまとめ直すということはあったほうがいいのかもかもしれません。

○前田会長 3ページ目の一番下から4ページ目の最初に、再放送ガイドラインの策定・公表という事実関係だけが載って、中身はそこにも書いてないと、そういうことですね。

○原島代理 ええ、そういうことですね。

○村田委員 分かりました、それでは、そこに争点に関係のある区域外送信について書きます。

○原島代理 地域性、そういうのを考慮するということが具体的にあっても、あるいはいいのかなと。

○村田委員 そのほうが、確かに分かりやすいですね。

○山本委員 23ページから24ページにかけての部分で、本件に関する再放送ガイドラインが書かれてますね。

○原島代理 そうですね、ええ。

○山本委員 ですから、これをあるいは、前の方に持ってきて、ここであえてそう繰り返す必要は、前の方にこれを持ってくれないかと思imasuので、あるいは、この部分を前の方に移動させるというのは1つあるかと思imasuが。

○村田委員 そうですね。23ページの再放送ガイドラインのうんぬんのところが、さっきの4ページのところを取って公表のあとに入っている方が分かりやすいです。

○原島代理 23ページは、それを受けてという形にすると。

○村田委員 そうですね。

○山本委員 はい。それを受けてという形にできると思imasuので。

○前田会長 それでは、さらに気づいたことがあれば、事務局の方に、非常に細かいところなんかも含めてメールを差し上げるということにして、できれば、次回の電波監理審議会までに決定案の案をお作りいただくということで、よろしいでしょうか。それでは、それで、次回の審議会で決定案の議決を行いたいと思imasuが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 それでは、そのように進めたいと思imasu。山本委員、村田委員におきましては、先ほど議論に挙げた点も含めて、決定案の案に反映させていただければと思imasuしております。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、以上で、本件については終了とさせていただきます。

## 閉 会

○前田会長 それでは、本日はこれにて終了ということで、ありがとうございました。次回の定例開催は、平成27年3月11日15時からを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。